

大和市告示第65号

大和商工会議所移転費用補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大木 哲

大和商工会議所移転費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設立された大和商工会議所（以下「商工会議所」という。）が、大和商工会館（以下「会館」という。）を移転する事業に対し、予算の範囲内で大和商工会議所移転費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、商工会議所が会館を次条の要件を満たす新たな会館へ移転する事業とする。ただし、第6条の規定による補助金の交付申請の前に補助事業に着手しているものに限る。

(補助対象となる会館)

第3条 補助の対象となる移転先の会館は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 会館の所在地が、大和市内であること。
- (2) 会議、研修等の場として、商工会議所会員その他地域住民等の利用に供されるものであること。
- (3) その他地域経済活動の拠点として、商工業の振興に寄与すると市長が認めるものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、移転先の会館の土地及び建物の購入に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の範囲内で市長が必要と認める額とし、100,000,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 商工会議所は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書等の写し

- (2) 領収書の写しその他の補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (3) 土地及び建物の登記簿謄本（購入に伴う登記を完了したもの）
- (4) 建物の平面図
- (5) 会館の移転事業について決議した総会の議事録
- (6) その他市長が必要と認めた書類  
（報告）

第7条 商工会議所は、規則第7条の規定によるもののほか市長が特に必要と認める事項の報告を求めたときは、文書により速やかに当該事項を市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 商工会議所は、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月15日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（この条において「休日等」という。）に当たるときは、その直前の休日等でない日）のいずれか早い日までに、規則第10条の補助事業実績報告書及び補助事業収支決算書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した会館の写真
- (2) 商工会議所法第5条第1項の規定による移転の登記を完了した登記簿謄本その他の会館を移転したことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認めた書類  
（補助金の交付）

第9条 補助金の交付時期は、規則第6条第1項に規定する補助金交付決定通知書に基づく正当な請求書を受理した日から30日以内に交付するものとする。

2 市長は、規則第5条の規定により決定した補助金の額を2年度に分割して交付することができる。

（財産処分の制限）

第10条 補助金の交付を受けて購入した会館は、市長の承認を得ないで補助金交付後10年以内に譲渡し、交換し、又は取り壊してはならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。